

○ C社 従業員数 40 名

(所在地：港区、事業内容：食料品製造業)

1 取組のきっかけについて

1 年単位の変形労働時間制の運用に関するアドバイスを求めて、平成 25 年にコンサルタントの個別訪問を希望した。取扱商品がチョコレート製品の為、バレンタインデーの 2 月は繁忙期、夏場は閑散期など年間での業務の繁忙があり、1 年単位の変形労働時間制を導入しているが、2 月の繁忙期に長時間労働となる労働者が若干名出っていたので、シフトの見直しを検討していた。

2 取組の内容及び取組の成果について

- (1) コンサルタントは、シフトを変更した場合の連続労働日数や、1 日・1 週間の労働時間の限度や休日等の法定事項を説明するとともに、「働き方・休み方改善指標」を活用して現状の把握に役立てること、労使の話し合いの機会を設けること、そして、根本的に繁忙期の労働時間を削減していく為に業務の見直しや人員増についても検討するようアドバイスをを行った。
- (2) 平成 28 年は、1 年単位の変形労働時間制の運用に関して、各労働日の所定労働時間が一律 8 時間であったのが、7 時間又は 9 時間と繁忙に合わせた所定労働時間にすることで、労働時間の若干の削減となった。また、製造部門の効率化を図るため機械を導入するとともに、将来的に製造部門の中核を担える人材を採用した。12 月から 2 月の繁忙期には臨時のアルバイトを昨年より多く販売部門に採用して、販売部門から製造部門へ作業がしやすいよう補充要員を送れる体制とする予定である。作業の効率化や人員増に対応するため、事務所内も改装を行った。
- (3) 年次有給休暇は、取得 100%が昇給要件となっており、8 月に 5 日間の計画的付与（一斉付与の日数がない者は特別休暇を付与）を行い、かつ 12 月には年休の残日数がある者に取得を奨励し、社員とパートタイマーは 100%取得されている。

3 働き方・休み方改善コンサルタントの活用について

- ・ 1 年単位の変形労働時間制の運用における、1 日・1 週間の労働時間数の限度や休日等の法定事項の説明。
- ・ 「働き方・休み方改善指標」など厚生労働省のツールを活用して現状の把握に役立てること、労使の話し合いの機会を設けること、業務の見直しや人員増の検討に関して助言。